

青森県最低賃金引上試算表（令和7年）

青森労働局

現行の最低賃金	引上額・引上率、影響率			
時間額	金額（円）	引上額（円）	引上率（％）	影響率（％）
953円	953	0	0.00	－
	954	1	0.10	8.2
未満率	955	2	0.21	8.5
2.3%	956	3	0.31	10.4
	957	4	0.42	10.7
	958	5	0.52	10.8
	959	6	0.63	11.0
	960	7	0.73	11.0
	961	8	0.84	16.0
	962	9	0.94	16.1
	963	10	1.05	16.2
	964	11	1.15	16.6
	965	12	1.26	16.6
	966	13	1.36	16.9
	967	14	1.47	17.1
	968	15	1.57	17.2
	969	16	1.68	17.7
	970	17	1.78	17.8
	971	18	1.89	19.3
	972	19	1.99	19.4
	973	20	2.10	19.5
	974	21	2.20	19.6
	975	22	2.31	19.6
	976	23	2.41	20.0
	977	24	2.52	20.1
	978	25	2.62	20.1
	979	26	2.73	20.2
	980	27	2.83	20.2
	981	28	2.94	21.2
	982	29	3.04	21.3

	983	30	3. 15	21. 6
	984	31	3. 25	21. 7
	985	32	3. 36	21. 8
	986	33	3. 46	22. 2
	987	34	3. 57	22. 4
	988	35	3. 67	22. 4
	989	36	3. 78	22. 5
	990	37	3. 88	22. 7
	991	38	3. 99	23. 1
	992	39	4. 09	23. 2
	993	40	4. 20	23. 3
	994	41	4. 30	23. 4
	995	42	4. 41	23. 5
	996	43	4. 51	23. 6
	997	44	4. 62	23. 7
	998	45	4. 72	23. 7
	999	46	4. 83	23. 8
	1000	47	4. 93	24. 0
	1001	48	5. 04	28. 2
	1002	49	5. 14	28. 3
	1003	50	5. 25	28. 4
	1004	51	5. 35	28. 7
	1005	52	5. 46	28. 7
	1006	53	5. 56	28. 9
	1007	54	5. 67	29. 1
	1008	55	5. 77	29. 1
	1009	56	5. 88	29. 1
	1010	57	5. 98	29. 3
	1011	58	6. 09	29. 6
	1012	59	6. 19	29. 7
	1013	60	6. 30	29. 8
	1014	61	6. 40	29. 9
	1015	62	6. 51	30. 0
	1016	63	6. 61	30. 1

1017	64	6. 72	30. 2
1018	65	6. 82	30. 3
1019	66	6. 93	30. 4
1020	67	7. 03	30. 7
1021	68	7. 14	31. 2
1022	69	7. 24	31. 2
1023	70	7. 35	31. 4
1024	71	7. 45	31. 5
1025	72	7. 56	31. 7
1026	73	7. 66	31. 8
1027	74	7. 76	31. 9
1028	75	7. 87	31. 9
1029	76	7. 97	32. 1
1030	77	8. 08	32. 1
1031	78	8. 18	32. 6
1032	79	8. 29	32. 7
1033	80	8. 39	32. 8
1034	81	8. 50	33. 0
1035	82	8. 60	33. 0
1036	83	8. 71	33. 1
1037	84	8. 81	33. 2
1038	85	8. 92	33. 2
1039	86	9. 02	33. 3
1040	87	9. 13	33. 4
1041	88	9. 23	33. 6
1042	89	9. 34	33. 9
1043	90	9. 44	34. 0
1044	91	9. 55	34. 0
1045	92	9. 65	34. 2
1046	93	9. 76	34. 3
1047	94	9. 86	34. 3
1048	95	9. 97	34. 4
1049	96	10. 07	34. 6
1050	97	10. 18	34. 6
1051	98	10. 28	35. 5
1052	99	10. 39	35. 7
1053	100	10. 49	35. 7

青森県最低賃金額、未満率及び影響率の推移

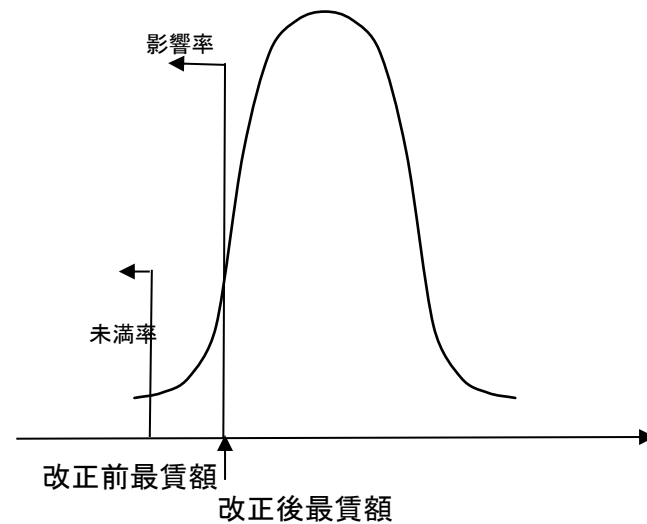
単位:円

	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
改正前最低賃金額	679	695	716	738	762	790	793	822	853	898	953
未満率(%)	2.1	1.3	0.7	0.7	1.3	2.3	1.9	1.6	2.5	1.8	2.3
引上額	16	21	22	24	28	3	29	31	45	55	
改正後最低賃金額	695	716	738	762	790	793	822	853	898	953	
影響率(%)	10.4	15.8	13.1	21.6	14.2	11.5	21.6	25.3	24.7	30.6	

資料出所 青森労働局「最低賃金に関する基礎調査」

- (注) 1 「未満率」とは、最低賃金を改正する前に、最低賃金を下回っている労働者割合である。
 2 「影響率」とは、最低賃金を改正した後に、最低賃金を下回ることとなる労働者割合である。

【未満率及び影響率のイメージ図】



※曲線は、賃金額を横軸にとったときの労働者分布を表している。

資料No.2

地域別最低賃金と一般賃金水準との関係

資料No.3

年	地域	項目	地域別最低賃金 (全国加重平均)	所定内給与	月間出勤 日数	所定内実 労働時間	所定内給与	所定内給与	時間額比
			(時間額) ①	(月額) ②	③	④	(日額換算) ⑤ (②/③)	(時間額換算) ⑥ (②/④)	⑦ (①/⑥) × 100
27	全国		798	265,540	18.8	135.8	14,124	1,955	40.8
	青森県		695	213,666	20.2	142.9	10,578	1,495	46.5
28	全国		823	267,210	18.8	135.8	14,213	1,968	41.8
	青森県		716	214,386	20.1	142.5	10,666	1,504	47.6
29	全国		848	268,736	18.7	135.7	14,371	1,980	42.8
	青森県		738	212,099	20.3	143.6	10,448	1,477	50.0
30	全国		874	270,694	18.6	134.9	14,553	2,007	43.6
	青森県		762	207,832	20.3	144.1	10,238	1,442	52.8
令和 元	全国		901	270,847	18.2	132.0	14,882	2,052	43.9
	青森県		790	212,067	20.1	140.1	10,551	1,514	52.2
令和 2	全国		902	271,025	17.9	129.6	15,141	2,091	43.1
	青森県		793	210,076	19.7	136.3	10,664	1,541	51.5
令和 3	全国		930	273,186	18.0	130.8	15,177	2,089	44.5
	青森県		822	219,161	19.6	138.2	11,182	1,586	51.8
令和 4	全国		961	278,687	17.9	131.0	15,569	2,127	45.2
	青森県		853	220,098	19.1	136.8	11,523	1,609	53.0
令和 5	全国		1,004	283,594	18.0	131.7	15,755	2,153	46.6
	青森県		898	225,798	19.4	138.1	11,639	1,635	54.9
令和 6	全国		1,055	290,654	17.9	131.1	16,238	2,217	47.6
	青森県		953	230,713	19.3	138.8	11,954	1,662	57.3

資料出所②～⑥：毎月勤労統計調査（対象：産業計・事業所規模30人以上）

2025年度予算における「賃上げ」支援助成金パッケージ

事業主の皆さまへ

賃金引き上げの支援策

厚生労働省は事業主の皆さまの賃上げを支援しています

業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、設備投資等を行った中小企業に、その費用の一部を助成します。中小企業で働く労働者の賃金引き上げのための生産性向上の取り組みが支援対象(※)です。

※申請前の賃金引き上げ、交付決定前の設備投資は対象となります。

活用例 30人の事業場で、事業場内最低賃金労働者5人の時給を45円引き上げた場合、設備投資にかかった費用に対し最大100万円が助成されます。

賃上げコース区分	助成上限額
30円コース	30～130万円
45円コース	45～180万円
60円コース	60～300万円
90円コース	90～600万円

活用のポイント 賃上げ+設備投資

- 賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画の作成が必要
- 中小企業が利用可能
- 助成額は、賃金の引き上げ額、引き上げ労働者数等によって決定
- 交付決定を受けた後に設備投資等を行う

キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成します。パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引き上げが対象です。

活用例 中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10人の有期雇用労働者の賃金引き上げを実施した場合、65万円が支給されます。

非正規雇用労働者の賃上げ率の区分	助成額(1人当たり)
3%以上4%未満の場合	4万円(2.6万円)
4%以上5%未満の場合	5万円(3.3万円)
5%以上6%未満の場合	6.5万円(4.3万円)
6%以上の場合	7万円(4.6万円)

活用のポイント 非正規雇用労働者の賃上げ

- 賃金規定等の増額改定に関するキャリアアップ計画の作成が必要
- 中小企業、大企業どちらでも利用可能
- 原則、事業所内全ての非正規雇用労働者の賃金規定等を改定する必要がある
- 改定にあたり職務評価を活用した場合、昇給制度を新たに規定した場合は助成額を加算

(※)括弧内の金額は、大企業の場合の助成額。1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は100人。

働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

活用例 建設業の事業場が設備投資等を実施して、36協定で設定する時間外・休日労働時間数の上限を引き下げた場合等に、設備投資等にかかった費用に対し最大25～550万円が助成されます。

コース区分	助成上限額
	基本部分 賃上げ 加算
業種別課題対応コース(※1)	25～550万円
労働時間短縮・年休促進支援コース	25～200万円 6～360万円(※2)
勤務間インターバル導入コース	50～120万円

活用のポイント 労働時間削減等の取組(賃上げ)+設備投資等

- 労働時間削減等の取組計画の作成が必要
- 中小企業や中小企業が属する団体が利用可能
- 助成額は、成果目標の達成、賃金の引き上げ額、賃金を引き上げた労働者数等により決定
- 交付決定を受けた後に設備投資等を行う

(※1)建設業の場合
(※2)労働者数30人以下の場合は総額を加算
(※3)別途休日出勤のコースあり(助成上限額1,000万円)

人材開発支援助成金

職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

活用例 中小企業事業主が、正規雇用労働者1人につき、10時間の訓練(※1)(訓練経費10万円)を受講させ、訓練終了後、訓練受講者の賃上げ(※2)を行った場合、7万円が支給されます。

※1 人材育成支援コース(人材育成訓練)の場合
※2 5%以上の賃上げは賃格等手当を就業規則等に規定し、訓練受講者に実際に賃格等手当を支払い3%以上賃金を上昇させた場合

区分(※)	賃上げた場合の助成率・額
①賃金助成額	労働者1人1時間あたり500円・1000円
②経費助成率	訓練経費の45%～100% ※制度導入に係る助成の場合は、24万円・36万円
③OJT実施助成額	1人1コースあたり12万円～25万円

※訓練コース・メニューによって上記区分①～③のいずれが支給されるか異なります(①～③全てが支給される場合もあれば②のみとなる場合もあります。)

活用のポイント 職業訓練+経費助成等(訓練終了後の賃上げ等加算)

- 職業訓練実施計画を作成し、訓練開始前に労働局への提出が必要。計画に沿って訓練を実施した後、申請
- 10時間以上のOFF-JTによる訓練等が対象
- 中小企業、大企業どちらでも利用可能
- 助成額は、訓練内容、企業規模により決定

人材確保等支援助成金(雇用管理制度・雇用環境整備助成コース)

人材確保のために雇用管理改善につながる制度等(賃金規定制度、諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度、健康づくり制度)の導入や雇用環境の整備(従業員の作業負担を軽減する機器等の導入)により、離職率低下を実現した事業主に対して助成します。

活用例 複数の雇用管理制度や作業負担を軽減する機器を導入し、賃上げ(5%以上)を行った場合、最大287.5万円が支給されます。

区分	助成額(※1・2)
①賃金規定制度	50万円
②諸手当等制度	(40万円)
③人事評価制度	
④職場活性化制度	25万円
⑤健康づくり制度	(20万円)
⑥作業負担を軽減する機器等	導入経費の62.5%(50%)

(※1)括弧内の金額は、賃上げを行った場合以外の助成額又は助成率。

(※2)①～⑤を複数導入した場合の上限額は100万円(80万円)。⑥を導入した場合の上限額は187.5万円(150万円)。

活用のポイント 雇用管理改善の取り組み(賃上げ加算)

- 雇用管理制度又は従業員の作業負担を軽減する機器の導入計画の作成、実施後の離職率の低下が必要
- 原則、中小企業、大企業どちらでも利用可能(※)
- 助成額は、雇用管理制度・導入機器に応じて決定
- 対象労働者の賃上げ(5%以上)で、助成額を加算(※) 賃金規定制度は中小企業のみ利用可能

より高い処遇への労働移動等への支援

特定求職者雇用開発助成金(成長分野等人材確保・育成コース)

- ハローワーク等を通じ、高齢者や障害者、就職氷河期世代を含む中高年層など(就職困難者等)を継続して雇用する事業主に助成(30万円～240万円)
- これら就職困難者等を就業経験のない職種で雇い入れ、①成長分野(デジタル、グリーン)の業務に従事する労働者の雇入れ、②人材育成(人材開発支援助成金の活用)及び雇入れから3年以内に5%賃上げのいずれかを実施した場合、1.5倍の助成金を支給

早期再就職支援等助成金(雇入れ支援コース、中途採用拡大コース)

- 雇入れ支援コース:事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者を早期に無期雇用で雇入れ、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。
- 中途採用拡大コース:中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用率を一定以上拡大させた場合及び中途採用率を一定以上拡大させ、そのうち45歳以上の者で一定以上拡大させ、かつ当該45歳以上の者全員を雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。

産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)

- 在籍型出向により労働者をスキルアップさせ、復帰後の賃金を復帰前と比較し5%以上増加させた場合に助成(上限額8,635円/1人1日あたり(1事業主あたり1,000万円))します。

支援策の詳細はHPをチェック

厚生労働省HP

「賃上げ」支援助成金パッケージ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/nitsuite/bunya/package_00007.html



(R7.4)

中小企業の生産性向上等に係る支援策における主な補助金・助成金の実績

名称	2024年度 応募・申請数（件） ※一部暫定値	2024年度 実績（件） ※一部暫定値	2024年度 執行額（億円） ※一部暫定値
中小企業省力化投資補助事業	2,235	—	—
ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）	6,406	2,255	—
小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）	23,321	10,591	—
サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）	71,767	50,175	—
事業承継・M&A支援事業（事業承継・M&A補助金）	2,107	1,285	—
中小企業等事業再構築促進事業	7,664	2,031	—
業務改善助成金	21,783	17,616	233.5
キャリアアップ助成金	97,292	72,826	535.5
人材確保等支援助成金 ※ 中小企業団体助成コース、雇用管理制度・雇用環境整備助成コース(R7より受付再開)、 テレワークコース	64	42	0.7
人材開発支援助成金 ※ 人材育成支援コース、教育訓練休暇等付与コース、人への投資促進コース、事業展開等 リスキング支援コース	82,268	50,487	315.5
働き方改革推進支援助成金	5,425	4,283	67.9

業務改善助成金の執行状況

(億円)

	当初予算額 ①	前年度からの繰越額 ②	補正予算額 ③	次年度への繰越額 ④	予算現額 ⑤ = ① + ② + ③ - ④	執行額 ⑥	執行率 (%) ⑥ / ⑤	執行件数 (件)
2024年度	6.2 (8.2)	94.0 (101.9)	291.2 (297.4)	133.5 (139.3)	257.9 (268.7)	233.5	90.5	18,601
2023年度	7.9 (9.9)	92.6 (97.6)	171.7 (179.8)	94.0 (101.9)	178.2 (185.4)	151.6	85.0	13,603
2022年度	9.4 (11.9)	120.7 (125.7)	95.0 (100.0)	92.6 (97.6)	132.5 (140.0)	45.8	34.6	5,672

※ 事業費を除いた業務改善助成金のみ予算を記載。() 内の数値は、事業費を含めた金額。

※ 四捨五入の関係から、数値が一致しない場合がある。

業務改善助成金の執行状況（都道府県別執行件数）

	2022年度	2023年度	2024年度
北海道	201	645	953
青森	62	169	248
岩手	124	254	240
宮城	59	196	241
秋田	55	95	144
山形	74	147	219
福島	84	255	346
茨城	101	217	302
栃木	104	205	351
群馬	76	187	230
埼玉	105	359	432
千葉	121	242	356
東京	440	699	1,007
神奈川	274	437	591
新潟	86	326	381
富山	58	158	206
石川	78	189	257
福井	91	254	342
山梨	33	128	111
長野	106	248	339
岐阜	101	312	439
静岡	181	324	730
愛知	361	1,090	1,315
三重	72	249	292

	2022年度	2023年度	2024年度	(件)
滋賀	131	239	273	
京都	85	186	462	
大阪	358	1,042	1,363	
兵庫	260	577	919	
奈良	72	163	252	
和歌山	89	176	233	
鳥取	94	177	192	
島根	45	161	163	
岡山	104	266	201	
広島	169	403	429	
山口	107	241	301	
徳島	84	130	333	
香川	98	241	323	
愛媛	96	173	302	
高知	37	196	172	
福岡	219	539	863	
佐賀	32	211	210	
長崎	83	216	255	
熊本	123	155	298	
大分	161	231	299	
宮崎	54	153	169	
鹿児島	42	122	163	
沖縄	82	220	354	
全国計	5,672	13,603	18,601	

2025年8月7日

青森労働局作成

働き方改革推進支援助成金 交付決定件数

2022年度				2023年度					2024年度			
労働時間短縮・年休促進支援コース	勤務間インターバル導入コース	労働時間適正管理推進コース	計	適用猶予業種等対応コース	労働時間短縮・年休促進支援コース	勤務間インターバル導入コース	労働時間適正管理推進コース	計	業種別課題対応コース	労働時間短縮・年休促進支援コース	勤務間インターバル導入コース	計
13	3	2	18	5	14	3	2	24	7	23	0	30

キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース) 支給決定件数

2022年度	2023年度	2024年度
3	5	15

人材開発支援助成金（人材育成支援コース） 支給決定件数

(※令和4年度以前の制度である特定訓練コース・一般訓練コース・特別育成訓練コースを含む。)

2022年度	2023年度	2024年度
91	100	171